

1 患者さんの治療内容及び治療に伴う不都合等については、「矯正歯科診断説明書」のとおりです。ご不明、ご心配の点は、いつでもお尋ねください。

2 矯正歯科治療料金

- (1) 金額は全て税込金額で表記する
- (2) 初診もしくは診断時点での税率で金額を表記する
- (3) 消費税率改定があった場合には、支払い時の税率を適用する
- (4) 前納基本料金を精算返金する場合には、預かった時の消費税率で計算して返金する
- (5) 支払いの方法・時期は、協議の上別紙支払明細表を作成して、確認後に患者さんに渡します

初診相談料金			
精密検査料金		診断料金	
基本料金 (基本治療費見込み総額)			
基本治療費見込み金額総額の内訳	第一期治療基本料金額		
	第二期治療基本料金額		
	その他		
処置料金		定期観察・診察料金	
保定料金		その他の料金	

- 3 患者さんは、歯磨き等の口腔衛生状態を良好に保ち、矯正歯科装置の取り扱い等の担当医らの指導に従ってください。指導に従うことが困難な事情などがありましたら、すみやかに申し出てください。
- 4 患者さんは予約日時に受診してください。キャンセル・遅刻する場合には、必ずご連絡をください。
- 5 治療が開始された後に治療内容が変更になることがあります。その場合には、医院側は患者さんに変更の理由、内容、および治療費の増減等について説明し、改めて変更に関する確認書を締結します。
- 6 患者さんは、治療を中断、中止、転医することができます。
 - (1) 治療を中断、中止することによって、後戻り反応や、別の咬合不全を招くなどの不都合を生じる場合がありますので、担当医にご相談ください。
 - (2) 治療を中止する場合には、医院・担当医は以下のとおり矯正歯科料金を精算します。
 - ① 基本料金は治療経過に応じて精算し、未治療分を受け取っていた場合には精算返金します。治療経過に対応する未払いがある場合には、治療経過に応じた未払い分を請求させていただきます。
 - ② 基本料金精算の基準は、公益社団法人日本臨床矯正歯科医会の診療報酬精算目安に基づきます。
 - (3) 患者さんから転医の希望があれば、担当医は他院に宛てた診療情報提供書(当初の診断内容、診断根拠となった資料、治療経過を示すデータ)を作成します。費用は、〇〇〇〇円(税込)です。転医先では、転医時点での状態を把握するために改めて検査を行うことがあります。また、転医先では治療方針・方法が変更になる場合もありますので転医前の残額費用がそのまま転医先に引き継がれない事もあります。転医先の費用については、転医先で詳しく説明を受けてください。
- 7 保定期間が満了したとき、又は、治療が完了したときに治療は終了します。
 - (1) 患者さんが最後に受診した日、又は、受診を予約された日から、何の連絡もいただけずに1年を経過したときには、矯正歯科治療契約は終了となります。契約が終了となった場合には、患者さんからの申し出により上記6(2)に記載された通り矯正歯科基本料金を精算します。
 - (2) 担当医が、病気、怪我、死亡等によって治療を継続できない状況になった場合には、矯正歯科治療契約は終了となり、患者さんからの申し出により上記6(2)に記載された通り矯正歯科基本料金を精算します。
- 8 患者さんは動的治療終了後に適時保定が必要になります。指示された保定装置は必ず使って下さい。保定期間を過ぎた後に不都合な症状が生じた場合(後戻り等)には、担当医に相談してください。必要であれば、再治療を提案される場合があります。再治療に関する費用については別途かかる場合がありますので、患者さんは書面での説明を受けて同意確認を行ってください。
- 9 患者さんはセカンドオピニオンを受けることができますので、お申し出下さい。
- 10 その他特記すべき事項がある場合には、別紙「診断説明書」に記載します。

患者さんと医院、担当医は、本日、上記を確認して、互いに記名押印(もしくは署名)し、それぞれ1通を所持します。矯正歯科医院の開設者は担当医に一任しますが責任は連帯で負います。患者さんが未成年の場合または生計が独立していない場合には、保護者の方の確認・署名もお願いします。

		年 月 日
患者さんの氏名		印
患者さんの住所		
保護者の氏名		印 (患者さんとの関係:)
保護者の住所	上記と同じ	

矯正歯科医院の名称：
 住所：
 開設者名：
 担当矯正歯科医師：
 担当矯正歯科医師：